

新潟県産材の家づくり支援事業（通常支援メニュー）実施要領

（総則）

第1 新潟県産材の家づくり支援事業（以下「本事業」という。）の実施にあたっては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2 本事業は、製材需要の大宗を占める住宅建築分野において、県産材利用の定着・拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第3 本要領で定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「県産材」とは、第14の規定に基づく県産材工場（申請者の補助金交付申請兼実績報告時において適正な誓約書（第1号様式）が提出された工場を含む。）が、合法的な手続を経て県内で伐採された丸太を加工した木材製品をいい、樹種は問わない。
- (2) 「住宅」とは、県内の居住のための建築物とし、住宅の種類（専用住宅、店舗その他の併用住宅等）、建て方（一戸建て、長屋建て、共同住宅等）及び構造（木造・非木造）は問わない。なお、建売住宅を含むものとする。
- (3) 「建築」とは、新築及びリフォーム（増築・改築・修繕・模様替）をいう。
- (4) 「新築」とは、建築物のない更地又は既存建築物を除却した更地に建築物を建てる工事をいう。
- (5) 「増築」とは、既存の建築物のある敷地内において、床面積の合計が増加する工事をいう。
- (6) 「改築」とは、既存の建築物の一部を除却し、これと用途、規模、構造が著しく異ならない建築物を建てる工事をいう。
なお、建築物の全部を取り壊して建て直す場合は「新築」とする。
- (7) 「修繕」とは、建築物の劣化した部分や部材、低下した性能や機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させる工事をいう。
- (8) 「模様替」とは、建築物を別の仕様でつくり替え、性能や品質を回復又は向上させる工事をいう。
- (9) 「上棟」とは、柱や梁などを組み立てて屋根の一番上の部材である棟木を取り付けることをいう。
- (10) 「県産材使用量」とは、 3 m^3 以上の県産材を使用した住宅の新築又は 1 m^3 以上の県産材を使用した住宅のリフォームにおける県産材の使用量をいう。

(補助金の交付対象者)

第4 補助金の交付対象者は、県内に事業所を有し、本事業に係る行為において法令を遵守することを誓約できる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業若しくは大工工事業の許可を受けている者
- (2) 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けている者
- (3) 宅地建物取引業法第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許を受けている者

(補助額)

第5 補助額は、別表1のとおりとする。

(募集)

第6 募集は、県のホームページ等にて受付期間を提示して開始し、募集年度の3月10日（3月10日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）まで行うものとする。

ただし、交付決定額が当該年度の予算額に達し次第、終了する。

(事業申込み)

第7 補助金の交付を受けようとする者は、建築主から申込みに係る同意を取得した上で、第6の募集期間内において、原則、補助対象とする木材等を用いた住宅の上棟後おおむね10日までに、事業予定書（第2号様式）を、別表3に掲げる機関の長（以下「局長」という。）に別表4に掲げる関係書類を添えて提出しなければならない。

事業を予定する住宅にリフォームを含む場合は、原則、壁張り後おおむね10日までの申込みとする。

また、補助対象とする木材を地盤改良工事でのみ使用する住宅の場合は、原則、地盤改良工事完了後おおむね10日までの申込みとする。

ただし、例外的な取扱いについて、附則のとおり定める。

(交付予定者の通知)

第8 局長は、第7に規定する事業予定書を受理したときは、その内容を確認し、適当と認めた場合は、交付予定者とし、申込みをした者に通知するものとする。

(事業予定の変更及び申込みの辞退)

第9 第8の規定により通知を受けた者（以下「交付予定者」という。）は、第7の事業予定書に記載した補助金申請予定額を増額する場合は、あらかじめ変更予定書（第2号様式）を局長に別表4に掲げる関係書類を添えて提出し、交付予定者の変更通知を受けなければならない。なお、変更予定書の確認及び結果の通知については、第8に準じるものとする。

2 交付予定者は、申込みを辞退する場合、速やかに辞退届（第4号様式）を局長に提

出しなければならない。なお、第 11 に定める期日までに補助金の交付申請兼実績報告がない場合は辞退したものとする。

(建売住宅・納材等が年度をまたぐ住宅)

第 10 次の各号のいずれかに該当する住宅を建築しようとする者（以下「予定者」という。）は、原則上棟後おおむね 10 日までに、事前確認依頼書（第 5 号様式）に、住宅建築予定地地図、住宅建築工事契約書の写し（建売住宅の場合、建築確認済証の写し）、図面（平面図・立面図）並びに木拾い表等使用部材明細のわかる書類と住宅建設場所の現況の全景写真を添えて、局長に提出するものとする。

- (1) 上棟前に売買契約が成立していない建売住宅
- (2) 3 月 10 日から 3 月 31 日の間に上棟、県産材の納材又は加算補助の納品・施工が完了する住宅
- (3) 県産材の納材又は加算補助の納品・施工の完了日が上棟日の属する年度の翌年度となる住宅

2 局長は、前項の事前確認依頼書の提出を受け、予定者に対し、事前確認の実施の有無及び事前確認を実施する場合、その日時を通知するものとする。

3 予定者は、現地確認に立会うものとする。

4 局長は、現地確認又は書類審査を行い、適正であると認めたときは、予定者に通知するものとする。

5 前項の通知の対象住宅は、第 1 項の各号ごとに下表に定める年度において募集があった場合には、第 7 の規定に関わらず、当該年度の補助基準その他の規定に基づき申込みすることができるものとする。

該当する号数	申込みできる年度
第 1 項の(1)	第 4 項に定める通知を受けた年度
第 1 項の(2)	上棟、県産材の納材又は加算補助の納品・施工の完了日が属する年度の翌年度
第 1 項の(3)	県産材の納材又は加算補助の納品・施工の完了日が属する年度

(補助金の交付申請及び実績報告)

第 11 交付予定者は、補助金交付申請書兼実績報告書（要綱第 1 号様式の 2）を別表 5 に掲げる関係書類を添付して、次に定める期間に局長に提出しなければならないものとする。ただし、受付は、交付決定額が当該年度の予算額に達し次第、終了する。

なお、受付期間の初日が閉庁日の場合はその直後の開庁日からとし、受付期間の末日が閉庁日の場合はその直前の開庁日までとする。

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
受付期間	5/1～5/31	7/1～7/31	9/1～9/30	11/1～11/30	2/1～3/10

2 補助金交付申請及び実績報告の額の上限は、第 7 の事業予定書に記載した補助金申請予定額とする。なお、第 9 第 1 項の交付予定者の変更通知を受けた者については、補助金交付申請及び実績報告の額の上限は、変更予定書に記載した補助金申請

予定額とする。

- 3 要綱第 11 に規定する状況報告書（要綱第 5 号様式）は、補助金交付申請書兼実績報告書をもってこれに代えるものとする。
- 4 交付予定者は、県産材の納材に係る工場等が発行する伝票類（納材伝票、請求書等）の記載内容を確認した上で、補助金交付申請書兼実績報告書を提出するものとする。
なお、伝票類は県産材表記がされているものとする。
- 5 交付予定者は、前項の納材に係る伝票類について、補助事業の完了検査及びその他局長の求めがあった際には、これを提示しなければならない。ただし、交付予定者が製材工場を兼ねており、自社で製材した部材を使用する場合、前項の納材に係る伝票類は、製品管理台帳等に代えるものとする。
- 6 補助金交付申請書兼実績報告書の添付書類に使用する加算補助に関する写真の撮影管理基準は、別表 6「新潟県産材の家づくり支援事業写真管理基準」によるものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

- 第 12 局長は第 11 に規定する補助金交付申請書兼実績報告書が適切であると認めるときは、補助金の交付決定及び額を確定し、申請者へ通知及び補助金の交付をするものとする。

（補助金の返還）

- 第 13 交付予定者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、局長は、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。
- (1) 規則、要綱又はこの要領の規定に違反したとき
 - (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき

（県産材工場）

- 第 14 工場の所在地を所管する局長に誓約書（第 1 号様式）を提出し、県がホームページに掲載した工場を県産材工場とする。
- 2 局長は、前項の誓約書を受理したときは、その内容を確認し適当と認めるときは、知事に報告するものとする。
 - 3 知事は、前項の報告を受けたときは、県のホームページにおいて工場の名称、所在地、有効期間を公表する。
 - 4 県産材工場の有効期間は、第 2 項の報告の日から誓約書の提出のあった年度の末日とし、第 15 に規定する県産材工場の取消しがあった場合を除き、1 年間自動更新するものとする。
 - 5 県産材工場は、県産材の入出荷の状況を整理（台帳の整備等）し、関係書類を 5 年間保管しなければならない。

- 6 局長は、県産材工場に対し、県産材の分別管理や出荷の状況を確認するため、立入等の調査を行うことができるものとする。
- 7 県産材工場は、前項の調査に協力しなければならない。

(県産材工場の取消し)

- 第 15 局長は、次のいずれかに該当する場合、県産材工場を取消しできるものとする。
なお、(1)及び(2)に該当する場合、該当工場に取消しを通知するとともに、工場の名称・所在地及び取消し理由等を公表することができるものとする。
- (1) 関係書類に虚偽の記載があった場合
 - (2) 誓約内容に違反した場合
 - (3) 県産材工場から取消しの申し出があった場合

(新潟県産材の需要拡大に係る協力)

- 第 16 補助金の交付を受けた者は、県産材利用のPRを行うとともに、需要拡大に係るアンケート及び補助金の交付の対象となった住宅の写真提供等について、県から依頼があった場合、協力を努めるものとする。

(書類の保管)

- 第 17 補助金の交付を受けた者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、本事業の申請に係る関係書類と合わせて、補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(報告)

- 第 18 局長は、次に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。
- (1) 申込み及び申請状況（期日、様式は知事が別に定める。）
 - (2) 補助金交付実績（期日、様式は知事が別に定める。）
 - (3) 県産材工場の誓約書（第1号様式）の写し
 - (4) 県産材工場取消し通知書の写し
 - (5) しっくい塗り施工証明書（要綱別記）の写し

(その他)

- 第 19 この要領に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 7 条の規定に関わらず、平成 31 年 5 月末日までに別表 2 の機関へ持参もしくは郵送着となる申請については、平成 31 年 4 月 1 日以降に上棟のあった新築もしくは壁張のあったリフォームに使用した木材を申請に含むことができるものとする。
- 3 平成 31 年 5 月末日までに第 16 条に規定する誓約書を提出した県産材工場は、平成 31 年度事業募集当初において第 3 条(1)に規定する県産材工場であったものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 23 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 7 条の規定に関わらず、令和 2 年 5 月末日までに別表 2 の機関へ持参もしくは郵送着となる申請については、令和 2 年 4 月 1 日以降に上棟のあった新築もしくは壁張のあったリフォームに使用した木材を申込みを含むことができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 7 条の規定に関わらず、令和 2 年 7 月末日までに別表 2 の機関へ持参又は郵送着となる事業申込みについては、令和 2 年 4 月 1 日以降に上棟のあった新築又は壁張のあったリフォームに使用した木材を申込みを含めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 5 月 6 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 7 条の規定に関わらず、令和 3 年 5 月末日までに別表 2 の機関へ持参又は郵送着となる事業申込みについては、令和 3 年 4 月 1 日以降に上棟のあった新築又は壁張のあったリフォームに使用した木材を申込みを含めることができるものとする。
- 3 令和 3 年 5 月末日までに第 14 条に規定する誓約書を提出した県産材工場は、令和 3 年度事業募集当初において第 3 条(1)に規定する県産材工場であったものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条の規定に関わらず、令和4年5月末日までに別表2の地域機関へ持参又は郵送着となる事業申込みについては、令和4年4月1日以降に上棟のあった新築又は壁張のあったリフォームに使用した木材を申込みを含めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年6月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7の規定に関わらず、令和5年6月末日までに別表2の機関へ持参もしくは郵送着となる申込みについては、令和5年4月1日以降に上棟のあった新築もしくは壁張のあったリフォームに使用した木材を申込みを含むことができるものとする。
- 3 令和5年6月末日までに第14に規定する誓約書を提出した県産材工場は、令和5年度事業募集当初において第3(1)に規定する県産材工場であったものとする。
- 4 新潟県産材の家づくり支援事業(建築主向け)実施要領(令和4年4月26日施行)は、廃止とする。ただし、同実施要領第10条第1項(2)及び(4)の規定に該当する住宅で、同第4項に規定する事前確認結果通知を受けたものは、令和5年度において本事業に申込みできるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年3月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年3月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年5月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7の規定に関わらず、令和6年6月末日までに別表3の機関へ持参もしくは郵送着となる申込みについては、令和6年4月1日以降に、上棟のあった新築住宅もしくは壁張のあったリフォーム住宅及び住宅見学会等を申込みを含むことができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年6月4日から施行する。

(経過措置)

2 新築住宅の上棟時期又はリフォーム住宅の壁張り時期、地盤改良工事でのみ使用の住宅の地盤改良工事完了時期が令和7年4月1日以降の場合、第7の規定に関わらず、令和7年8月末までに別表3の機関へ持参、郵送着もしくは電子メール送付等により申込むことができる。

3 令和7年8月末日までに第14に規定する誓約書を提出した県産材工場は、令和7年度事業募集当初において第3の(1)に規定する県産材工場であったものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第5関係・補助額)

1 補助額は、次のとおりとする。なお、補助金の交付を受けた者は、補助額相当の一部（木材費の値下げ、オプションの追加等）を建築主に還元するものとする。

2 県産材使用の数値基準と補助額は、以下のとおりとする。

また、県産材使用量に算入できる県産材の使用箇所等は、別表2に示すとおりとする。

県産材 使用量	1m ³ 以上 3m ³ 未満	3m ³ 以上 5m ³ 未満	5m ³ 以上 10m ³ 未満	10m ³ 以上 15m ³ 未満	15m ³ 以上 20m ³ 未満	20m ³ 以上
補助額	4,800円/m ³	2.4万円	4万円	8万円	13万円	19万円
適用	リフォーム	新築・リフォーム				

※ 一戸建て住宅の場合、1棟当たりの県産材使用量で補助額を算出すること。

共同住宅等の場合、1戸当たりの県産材使用量で補助額を算出すること。

3 2の補助対象となる住宅について、使用する瓦が次に掲げる基準に該当する場合、瓦に対して加算補助する。

(基準)

県産瓦	住宅の屋根材として、県産焼瓦、これと同等の品質・性能を有すると認められる県産スレート瓦等（以下「県産瓦」という。）を使用する場合であって、県産瓦の代金が20万円以上の場合、以下の表のとおり加算補助する。
-----	---

(規模別加算補助額)

県産瓦屋根坪 (県産瓦屋根面積)	60坪未満 (100m ² 未満相当)	60坪以上100坪未満 (100m ² 以上166m ² 未満相当)	100坪以上 (166m ² 以上相当)
加算補助額	15万円	19万円	26万円

※ 別表2の(2)又は(3)における県産瓦使用も補助対象に含むことができるものとする。ただし、別表2の(2)又は(3)に県産材を使用した場合に限るものとする。

4 2の補助対象となる住宅について、使用する畳が次に掲げる基準に該当する場合、畳に対して加算補助する。

(基準)

県産畳	住宅の畳材として、県内畳業者が採寸、縫着、敷込を行う畳（以下「県産畳」という。）を使用する場合であって、材料費を含む県産畳施工代金が5万円以上の場合、12万円を上限に以下の表のとおり加算補助する。
-----	--

(加算補助額)

1畳当たり加算補助額
6,000円

※ 1畳の大きさは、JIS規格の標準寸法による区分のうち176cm×88cm(江戸間)

を標準とする。

※ 対象となる最少畳数は4.5畳とし、その場合の加算補助額は2.4万円とする。標準と異なるサイズの畳を使用する場合は、標準に換算した畳数（小数点以下は切り捨てる。ただし、4.5畳以上5.0畳未満は4.5畳とする。）により加算補助額を決定する。

※ 別表2の(2)又は(3)における県産畳使用も補助対象に含むことができるものとする。ただし、別表2の(2)又は(3)に県産材を使用した場合に限るものとする。

5 2の補助対象となる住宅について、使用するしっくい塗り及び珪藻土塗りが次に掲げる基準に該当する場合、しっくい・珪藻土塗りに対して加算補助する。

(基準)

しっくい 塗り	住宅において県内左官業者が別紙1「既調合しっくい塗り標準仕様書」により施工する場合に以下の表のとおり加算補助する。
珪藻土 塗り	住宅において県内業者（左官業者・大工・工務店等）が別紙2「既調合珪藻土塗り標準仕様書」により施工する場合に以下の表のとおり加算補助する。

(規模別加算補助額)

施工面積	20 m ² 以上	40 m ² 以上	60 m ² 以上	80 m ² 以上
	40 m ² 未満	60 m ² 未満	80 m ² 未満	
しっくい塗り加算補助額	5万円	11万円	14万円	19万円
珪藻土塗り加算補助額	4万円	8万円	10万円	13万円

※ しっくい塗りと珪藻土塗りを併用する場合の加算補助額は、19万円を上限として、この表の額を組み合わせで決定する。

※ 別表2の(2)又は(3)におけるしっくい・珪藻土塗りが補助対象に含むことができるものとする。ただし、別表2の(2)又は(3)に県産材を使用した場合に限るものとする。

6 国、都道府県、市町村等の補助事業との併用は可能とする。ただし、国、都道府県、市町村等の補助事業で他事業との併用を認めないものは除くものとする。

別表2（第5関係・使用量に算入できる県産材の使用箇所等）

<p>(1) 住宅の居住部分</p> <p>(2) 住宅の非居住部分（車庫、併用住宅の店舗部分等）</p> <p>(3) 住宅と同一敷地内において住宅建築と同時に施工する離れ及び車庫、倉庫、物置、外構等。（ただし、土地に定着していない移動可能な工作物や、仮設物は算入できないものとする。）</p> <p>(4) 造り付けの家具・建具</p> <p>※ (2)、(3)を使用量に算入する場合は、(1)（(1)における(4)を含む。）において県産材を使用しているものとする。</p> <p>※ 集成材・合板の場合、他県産材・外材との複合製品も算入できるものとする。ただし、県産材を50%以上使用したものに限る。</p>

別表3（第7関係・機関の長・書類提出先）

営業所の所在地	提出する地域機関
村上市、関川村、栗島浦村	村上地域振興局農林振興部林業振興課
新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町	新潟地域振興局農林振興部林業振興課
長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、燕市、田上町、出雲崎町、弥彦村、刈羽村	長岡地域振興局農林振興部林業振興課
十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町	南魚沼地域振興局農林振興部林業振興課
上越市、妙高市、糸魚川市	上越地域振興局農林振興部林業振興課
佐渡市	佐渡地域振興局農林水産振興部林業振興課

別表4（第7及び第9関係・申込み時及び変更申込み時添付書類）

<p>(1) 年度事業計画書（第3号様式）</p> <p>(2) 住宅建築工事契約書の写し（建売住宅の場合、売買契約書の写し）</p> <p>(3) その他、局長が必要と認める書類</p>
--

別表5 (第11関係・交付申請兼実績報告時添付書類)

(1) 事業成績書 (要綱別記)
(2) 県産材納品書兼証明書 (参考様式)
(3) 誓約書 (第6号様式)
(4) 戸数のわかる書類 (集合住宅等の場合)
(5) 加算補助に関する納品・施工状況写真 (加算の適用がある場合) (別表6「新潟県産材の家づくり支援事業写真管理基準」による)
(6) 各加算適用証明書類 (加算の適用がある場合) (要綱別記の各証明書等 (県産瓦出荷証明書、県産畳施工報告書、しっくい塗り施工証明書、珪藻土塗り施工報告書) に記載の添付書類。ただし、図面については既に提出済みであり、変更がない場合、省略できるものとする。)
(7) その他、局長が必要と認める書類 ※ 以下、検査時において提示を求める書類 (ただし、交付申請兼実績報告時に写しを提出することで提示に代えることができるものとする。)
(8) 建設業の許可の写し、建築士事務所登録証明書の写し又は宅地建物取引業免許証の写し
(9) 建築確認済証の写し又は建築確認申請を必要としない場合は、建築工事届の写し (ただし、リフォームで届出が必要ない場合は不要とする。)
(10) 現地写真 (上棟後・壁張り前など県産材の施工状況がわかる写真)

別表6 (第11関係・新潟県産材の家づくり支援事業写真管理基準)

(1) 瓦加算	○施工後の完成写真
(2) 畳加算	○敷込後の完成写真 ・畳を敷き込んだ部屋の全景 (引き) の写真 ・畳の枚数が分かるよう撮影すること
(3) しっくい 珪藻土塗り 加算	○施工後の完成写真 ・しっくい塗り (又は珪藻土塗り) の施工面の数が分かるよう撮影すること ○珪藻土塗りの場合、製品名のわかる容器等の写真

※ピントのあった、鮮明なカラー写真で、見やすい大きさであるものとする。